



**自動車－手操作装置、計量装置
及び警報装置の配置**

JIS D 0033 : 2015

(JSAE)

平成 27 年 7 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会 標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	東京大学
(委員)	會川 義寛	お茶の水女子大学名誉教授
	伊藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇治 公隆	首都大学東京(公益社団法人工木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費者生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	甲田 英一	東邦大学
	神山 宣彦	東洋大学
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	高田 祥三	早稲田大学
	高久 昇	一般財団法人日本規格協会
	高増 潔	東京大学
	田中 龍彦	東京理科大学
	内藤 政彦	一般社団法人日本自動車工業会
	長井 寿	独立行政法人物質・材料研究機構
	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈良 広一	独立行政法人産業技術総合研究所
	西江 勇二	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	長谷川 鉄朗	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	平原 祐	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	楳 徹雄	東京都市大学
	増井 忠幸	東京都市大学名誉教授
	棟近 雅彦	早稲田大学

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.10.15 改正：平成 27.7.21

官報公示：平成 27.7.21

原案作成者：公益社団法人自動車技術会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 操作装置の配置	3
5 多機能操作装置の機能の組合せ	4
6 表示機能の視認性	5
7 ストークコントロールの操作方向	6
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	11
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、公益社団法人自動車技術会（JSAC）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 0033:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

自動車－手操作装置、計量装置及び警報装置の配置

Road vehicles—Location of hand controls, indicators
and tell-tales in motor vehicles

序文

この規格は、2009年に第5版として発行された**ISO 4040**を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA**に示す。

1 適用範囲

この規格は、**JIS D 0101**で規定されている乗用車、バス及びトラックにおける、手操作装置、計量装置及び警報装置の配置について規定する。自動車の操作装置の操作を安全に行うために、手操作装置の配置を運転者の手の届く範囲の中から特定の領域に規定するとともに、多機能操作装置の機能の組合せ並びに計量装置及び警報装置の視認要件についても規定する。ただし、列挙した手操作装置、計量装置及び警報装置の自動車への取付けは、必ずしも必要なものではない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4040:2009, Road vehicles—Location of hand controls, indicators and tell-tales in motor vehicles (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS D 0023 乗用車の運転者の手操作の可能な範囲

注記 対応国際規格：**ISO 3958, Passenger cars—Driver hand-control reach (MOD)**

JIS D 0101 自動車の種類に関する用語

注記 対応国際規格：**ISO 3833, Road vehicles—Types—Terms and definitions (MOD)**

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

基準面 (reference plane)